

第3回景観計画策定委員会意見と対応について

(1) 資料の修正について

※事務局で再度見直しを行ったものとなります。

No.	箇所	対応等	内容
1	p 1 I-3 フロー図	修正	→景観計画は、各種計画とも調整、連動させる特性があるため、その他関連計画と結び付くよう、フロー図を修正。
2	p 3 1) 気象	修正	→「③知床連山からの強く寒冷な北風」の説明文を修正。
3	p13 3) 歴史資産	修正	→埋蔵文化財に関する内容を追加記載。
4	p 14 4) 観光資産	修正	→図中⑨クテクの滝の位置を訂正。
5	p 15 ②景観道路	修正	→「V中標津町の景観形成のルール」にて眺望に関する記述があるため、景観道路と含めて眺望に関する記述を追加記載。
6	p25 IV景観まちづくりの進め方	修正	→「水質維持・管理」→「水質調査」へ。
7	p26 各区域の位置図	修正	→説明文を追加記載。 →各区域の位置図を修正。
8	p 27 左側（景観形成基準）	修正	→p 27 左側「建築物及び工作物の建設等」のうち「規模・高さ」における「勧告・協議基準」の「④建築物等で高さ 10mを超えるものを建設するときは町と事前協議を行うこと。」を削除。
9	p 27 ほか 景観形成基準	修正	→p 27 右側ほか「建築物及び工作物の建設等」のうち「色彩・素材」を「形態・意匠」と一体化し整理。
10	p30～ 各区域別基準	修正	→建築物及び工作物の建設等のうち「規模・高さ」を土地利用や都市計画上の方針を踏まえて設定。 【以下、区域別の規模・高さ設定】 ●規模・高さ：10m以下 1) 開陽台周辺区域 3) 国道 272 号バイパス沿いの区域 ●規模・高さ：13m以下 2) 空港周辺区域 4) 中央通・大通沿いの区域 7) 計根別市街地及びその他集落区域 8) 自然・農村景観区域（1）～7）以外の全域 ●規模・高さ：31m以下 5) 中標津市街地中心区域

11	p30 開陽台周辺区域	訂正	1) 「星のふるさと」→「星の降る里」へ。
12	p 31 空港周辺区域	訂正	2) 「明治 18 年」→「昭和 18 年」へ。
13	p 33 中央通・大通沿いの区域 p 34 中標津市街地中心区域	修正	→p33 中央通・大通沿いの区域は、商業施設など沿道の建築物を含めた沿道景観の形成、p34 中標津市街地中心区域は、中心市街地としての賑わい空間や場所の創出を念頭に置いた景観形成であるため、その点を補う文言を追加記載。
14	p 30、36、37 建築物及び工作物の建設等：位置・配置	修正	→色・素材だけでなく複数の建築物による敷地構成も農村景観に影響があると考えられるため、該当ページの建築物及び工作物の建設等のうち「位置・配置」に「敷地内に複数の建築物や施設等が立地する場合は、周辺の自然・農村景観と調和するように敷地構成に配慮すること」を追加記載。
15	p 30、31、35、36、37 建築物及び工作物の建設等：位置・配置	修正	→農地に設置される工作物と道路からの眺望に関する景観形成基準を、該当ページの建築物及び工作物の建設等のうち「位置・配置」に 3 点追加記載。
16	p 36 計根別及びその他集落（※第 3 回資料 p 35）	訂正	7) 「北海道駅頓制度時代の建物である」→「北海道の駅通制度の歴史を伝える」へ。
17	p 41 指定方針（※第 3 回資料 p 40）	修正	VI-1 「「伝成館」など、国の」→「「伝成館」をはじめとした国の」へ。
18	p 42、43	追加	→「景観法」の中で景観形成の活用策として位置付けられている、以下の項目を追加。 VI-3 景観重要公共施設の指定及び整備等に関する事項 VI-4 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する基本的事項 VI-5 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

(2) 資料への追加、要望等

No.	意見	対応等	内容
1	p 7 格子状防風林 格子状防風林の価値を高めうるものとして「世界農業遺産」というのがある。格子状防風林に価値があるという表現を入れてほしい。	修正	→P6- 7 が防風林に関連するページであり、格子状防風林が中標津及び広域において貴重なものであるということについて充実を図った。さらに、①規模「世界的にも価値の高い資源と捉えることができます」と表現を加えている。
2	p 25 IV景観まちづくりの進め方 ・「必要過大な草地拡大の抑制」というのはどのような意味なのか。「適切な草地の維持管理」であれば分かる。草地というよりは耕地であり、「計画的に制御している」という風に表現した方が良い。	修正	→現状、計画的な草地の維持管理を行っている状況でもあるため、本項目からは削除とする。
3	p 25 IV景観まちづくりの進め方 ・「営農者、離農者間のコミュニティ」という表現よりか、「農村地域で暮らす人たちのコミュニティづくり」などの表現が良いと思う。営農者・離農者で分けるべきではないと思う。	修正	→ご指摘の通り、営農者、離農者間のコミュニティづくりという、当事者間のみの課題として捉えられる可能性があるため、記載内容を「農村地域で暮らす人たちのコミュニティづくり」に修正。
4	p 25 IV景観まちづくりの進め方 「個別協議会または既存団体」は、各地域の活動を見守るようなイメージとした場合、地域ごとの景観まちづくりに対する温度差を吸収し得る考えも踏まえているか。	修正	→景観まちづくりのマネジメントは、地域ごとの温度差をなじませるような見方もでき得るものと考えている。 →また、景観計画は10年後、20年後を見据えた計画でもあるため、既存の活動団体名が入っていた箇所は「地元に根ざしたコミュニティ活動やその他多くの活動」と、現状の取組が継続されていくことも包含した考えのもと修正。 →さらに、フロー図の内容（8つの景観形成区域、景観まちづくりのマネジメント等を追加ほか）を修正し、全体の関係性を表現し直した。

5	p 25 IV景観まちづくりの進め方 ほか 町民全体で景観に取り組んでいくのであれば、景観を「守り」「つくり」「育てる」とあるが、今ある景観を保全＝「守り・育てる」の上で、さらに「つくる＝創出する」といった順番になる。順番を変えた方が、住民にわかり易い。	一部修正	→既存条例(平成9年1月施行)において「守り、つくり、育てる」と規定されていること、「育てる」は守る、つくるを包含し育てていく考え方であることを踏まえて、現状のままとする。 →それに伴い、他ページの方針の語順も「守り、つくり、育てる」となるよう統一。 例)委員会資料 P.25「協働の景観まちづくり特性」において、「町民全体で景観をつくり、守り、育てる」との記載があった箇所を、「町民全体で景観を守り、つくり、育てる」と修正。
6	p 27 共通基準(敷地外構・緑化修景) 「敷地内は芝生、植栽、花壇等による緑化に努める」というのは良いが、芝生は伸びるため、管理や手入れが要る。町の中は「緑化に努める」ではなく、「(緑化するように)配慮する」ようにした方が良いのではないか。	修正	→景観形成基準は、事業者の方々などにご覧いただく機会が多いと思っているため、維持管理の視点を基準では設けにくい。「敷地内は芝生、植栽、花壇等で緑化するように配慮すること」と修正。 →また、住宅等民地の敷地内の緑化については、「Ⅶ中標津町における景観まちづくりの推進方策」p48などに方策案を記載。
7	p 27 共通基準(屋外広告物) 「サインや案内表示はカラーバリアフリー、色覚が弱い人にも判別がしやすい色彩を使用」して景観計画のサインをつくる、とする他都市事例もあり、可能であれば配慮していただきたい。	修正	→資料2のp36 屋外広告物の表示、掲出の色彩・素材に「②色彩はカラーバリアフリー(配色による見えにくさを避ける工夫)に配慮すること。」を追記。
8	p 27 共通基準(建築物及び工作物の建設等:色彩・素材) 主に色を調整することで景観は変わると思うが、塗装の仕方や、素材を活かした表情の確保等について推奨していく表現の仕方が良い。	「Ⅶ景観まちづくりの推進方策」にて検討	→「Ⅶ景観まちづくりの推進方策推進方策」 p 48などに方策案を記載。

9	p 29 共通基準（建築物及び工作物の建設等：色彩・素材）色の彩度や明度に対しても北海道の基準はあるが、中標津らしい色にしてほしいとの考えで、議論の俎上に載せていただきたい。	修正 および 「Ⅶ景観まちづくりの推進方策」でも検討	→色彩の全体的な考え方として、p29 に「全区域共通の色彩基準」を追加記載。 →建築物や工作物の基調となる部分に使用できる色彩の範囲をお示しし、色彩使用に関する推奨事項も記載。
10	p 32 国道 272 号（※第 3 回資料 p 31） 景観形成基準の①「調和に配慮した高さ●m以下」とあるが、何 m を検討されているのか。	修正	→現行で設けられている「国道 272 号バイパス沿いの景観形成基準」を基に、10mとする。
11	p 36 計根別及びその他集落（※第 3 回資料 p 35） 集落区域の中のひとつに「養老牛」があるが、養老牛といっても養老牛温泉や養老牛岳などいくつかの資源がある。そういうところについても区分けしてはどうか。	修正	→養老牛の区分けは「養老牛温泉」とする。また、資料2のp36 に養老牛温泉を追記する。 ※現状、養老牛温泉の敷地は、中標津町、道路用地、養老牛温泉の2軒、国有林、河川（法定外公共物）のみだが、将来的に第三者が土地を取得する可能性も想定されるため、その他集落区域の一部と考える。 ※景観資源とその周辺も含めた景観形成は、共通事項の「建築物及び工作物の建設等」などに全区域共通で景観資源を含めた良好な景観形成を図る基準を設けている。

12	p 39 届出手続き (※第 3 回資料 p 38) 樹木の伐採とあるが、面積 10,000m² となっている。1ha の単位は非常に小さい。10,000m² 以上は林地開発の方で規制は既にされている。	修正	→庁内農林課等との協議により、p39「立木の伐採」における届出は、「景観形成重点区域(開陽台周辺区域)以外の区域では、“規定なし”」と修正。 【※以下、主な協議内容】 ①庁内の大半の森林とされる部分は林班(りんぱん:市町村界や、地形により概ね50haとなるように設定される森林計画上の単位)がかかっており、伐採する面積によって伐採届又は林地開発の手続きがある。 ②町や森林組合では、林班のかかっていない森林を把握することが現状困難である。 ③行政等が管理していない森林(そもそも森林と呼べるものか定義づけが難しい対象)を伐採する地権者は、面積などあまり気にかけずに伐採におよぶ。 ④上記伐採のために、費用を掛けて測量などを行う例がない。 ⑤「啓発」という意味では届出対象の基準を設けることも考えられるが、まずは実態を調査しなければならない(林班がかかっていない森林、またはそもそも林班がかかっていない森林が存在するのか等)。 →上記を踏まえて、「立木の伐採」について届出対象の基準を設けることは現時点で難しいと判断し、“規定なし”と修正。
13	p 40 届出フロー (※第 3 回資料 p 39) ・町民が景観まちづくりをしていくことを後押しする景観計画になるであろうが、その部分について、町民等が関わらないのはいかなものかと思う。今後の検討課題として頂きたい。	修正	→届出審査については、なるべく審議会に諮る案件を減らしていく方針を持っており、p40 のフロー図(左側)も段階を経た届出審査となる流れに修正。 →また、将来的な届出協議・審査のあり方をp40 右側に追加記載。町民や中標津町の景観形成を手助けする支援組織などが、関わっていくあり方をお示ししている。 ※あわせて、景観審議会の公募委員を増員する方針である。

14	p 41 VI-1 景観重要建造物（※第3回資料 p 40） ・「開拓や駅通制度の歴史を伝える『伝成館』など」と記載があるが、駅通制度の遺構は北村邸主屋（旧土田旅館）のみであるため、「伝成館」だけでなく「北村邸主屋（旧土田旅館）」も入れではどうか。	修正なし（※一部修正）	→ご意見のとおり、北海道駅通制度の歴史を伝える遺構として、「北村邸主屋（旧土田旅館）」のみが中標津町内に現存しております。しかしながら、上記については委員会資料 p 13 で既に整理しており、重複する印象を避けるため、現状のままとすることをご理解いただきたい。 ※その他の説明文について修正。
----	---	--------------------	--

（３）今後の参考となる意見等

No.	意見	対応等	内容
1	p 41 指定方針（※第3回資料 p 40） ・「景観重要建造物の指定」「景観重要樹木の指定」とあるが、これは町が指定するのか。条例の中にも指定後のバックアップ体制というものをつくる必要があるのではないか。	修正	→本景観計画では、まず指定に向けた「方針」を整理している。具体的な指定は策定後となる。また、坂井委員長からご発言があったように、景観重要建造物等の指定については、バックアップ体制を含めた内容についても考える必要があると理解している。 →「Ⅶ中標津町における景観まちづくりの推進方策」p45 などにおいて、中標津町の景観形成を手助けまたは推進する組織（景観整備機構等）の考え方や役割などを記載している。
2	p 41 指定方針（※第3回資料 p 40） ・景観重要樹木の指定のところで、ぜひ白樺並木の白樺の木が景観重要樹木に指定していただいて、あそこの区間に名前をつけて遊歩道にしてはどうか。	—	→本景観計画では、指定の「方針」を整理している段階であり、現状、代表的な資源も含めていくつかの資源が町内に現存していることを、例として説明文に記載している。具体的な資源の指定等については、今後議論を深めていくことになるものをご理解いただきたい。